

中国地方産業競争力協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、中国地方産業競争力協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、地域独自の創意を生かし、主体的に地域の産業競争力強化等に関する検討を行うとともに、検討の内容を適時適切に国の政策決定プロセスに反映していくことを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う、

- (1) 中国地方の地域戦略の策定に関すること。
- (2) 国への政策提言に関すること。
- (3) 地域戦略の進捗状況の確認に関すること。
- (4) その他協議会の目的達成に必要な事業に関すること。

(構成)

第4条 協議会の委員は、別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 協議会に、会長1名、副会長1名を置く。
- 3 会長、副会長は、委員のうちから互選する。
- 4 会長は、会務を総理し、協議会の議長を務め、会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(任期)

第5条 会長、副会長及び委員の任期は、協議会が解散するまでとする。

(議事)

第6条 協議会は、幹事会が検討した事項を審議し、決定・承認する。

(会議)

第7条 会長は、必要に応じて協議会を招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席又は委任をもって成立する。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決する。

(幹事会)

第8条 事業の円滑な運営のため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる関係機関により構成する。
- 3 座長は、中国地方知事会事務局長をもってあてる。
- 4 幹事会は、次の各号に掲げる事項について検討し、協議会に報告する。
 - (1) 協議会の運営に関すること。
 - (2) 事業方針及び内容に関すること。
 - (3) 委員との意見調整に関すること。
 - (4) その他協議会が必要と認めた事項に関すること。

(事務局)

第9条 協議会、幹事会の事務を処理するため、中国地方知事会事務局及び中国経済産業局に事務局を置く。

(解散)

第10条 協議会は、第3条の事業が完了したときに解散する。

(補則)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規約は、平成25年11月20日から施行する。

附則

この改正は、平成26年3月28日から適用する。

別表 1

氏 名	職 名
伊藤 學人	株式会社イトー 代表取締役社長
梶谷 俊介	岡山トヨタ自動車株式会社 代表取締役社長
柏原 伸二	株式会社カシワバラ・コーポレーション 会長
金井 誠太	マツダ株式会社 代表取締役会長（中国経済連合会理事・副会長）
柄木 孝志	特定非営利活動法人 大山中海観光推進機構 理事
黒田 季之	株式会社ブックス 代表取締役
古志野純子	島根県中小企業団体女性協議会 副会長
佐々木裕子	湯郷温泉 旅館「季譜の里」女将
清水 昭允	株式会社 清水 代表取締役社長
菅田 博文	テラル株式会社 代表取締役社長
豊島 良太	鳥取大学 学長
橋本 和洋	株式会社 長府製作所 代表取締役社長
福山 巖	鳥取中央農業協同組合 代表理事組合長
藤田 雅史	フジミツ株式会社 代表取締役社長
古瀬 誠	島根県商工会議所連合会 会頭
宮迫 恒也	農事組合法人 恵（めぐみ） 代表理事
山根 常正	公益社団法人島根県観光連盟 会長
平井 伸治	鳥取県知事
溝口善兵衛	島根県知事
伊原木隆太	岡山県知事
湯崎 英彦	広島県知事、中国地方知事会長
村岡 嗣政	山口県知事

別表 2

機関名
鳥取県
島根県
岡山県
広島県
山口県
中国四国農政局
中国経済産業局
中国地方整備局
中国運輸局